

第201500168410号  
平成28年3月8日

公益社団法人 鳥取県宅地建物取引業協会会長 様

鳥取県国土整備部治山砂防課長



土砂災害警戒区域等の指定及び解除について（通知）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域として、別添写しのとおり指定等がされたので御承知ください。

また、同法第9条第8項に基づき別添写しのとおり土砂災害特別警戒区域の指定の解除がされたので御承知ください。

なお、今回指定した区域については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条第1項第2号及び第14号に規定する重要事項の説明義務が生じることを申し添えます。

対象市町村：八頭町

担当

企画調査担当 岡田、福間

電話：0857-26-7819

ファクシミリ：0857-26-8130

	<b>鳥取県公報</b>	平成 28 年 3 月 8 日 (火) 第 8780 号
每週火・金曜日発行		

## 目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定の失効 (139) (医療指導課) . . . . .	2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (140) (東部福祉保健事務所) . . . . .	2
	指定居宅サービス事業者の指定 (141) (〃) . . . . .	2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (142) (〃) . . . . .	2
	飼料の試験の結果の概要 (143) (畜産課) . . . . .	3
	保安林の指定の解除予定 (144) (森林づくり推進課) . . . . .	3
	基本測量の終了 (2 件) (145・146) (県土総務課) . . . . .	3
	公共測量の終了 (147) (〃) . . . . .	4
	河川整備計画の変更 (148) (河川課) . . . . .	4
	土砂災害警戒区域の指定 (149) (治山砂防課) . . . . .	4
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (150・151) (〃) . . . . .	4
	土砂災害警戒区域の解除 (152) (〃) . . . . .	6
	土砂災害特別警戒区域の指定 (153) (〃) . . . . .	6
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更 (154) (〃) . . . . .	6
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2 件) (155・156) (〃) . . . . .	7
	指定居宅介護支援事業者の指定 (157) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . .	8
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (4) . . . . .	8

## 告示

**鳥取県告示第139号**

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平井伸治

指定番号	通称名・化学名等	指定年月日	失効年月日
27-知(1)-20	亜酸化窒素(N <sub>2</sub> O)	平成27年10月20日	平成28年2月28日
27-知(1)-28	C U M Y L - B I C A	平成28年2月12日	平成28年2月20日
27-知(1)-29	C U M Y L - 5 F - P 7 A I C A	"	"
27-知(1)-30	2 C - B - F L Y	"	"

**鳥取県告示第140号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大口豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3	企業組合労協センター事業団さんいんみらい事業所みらい鳥取	鳥取市湖山町西一丁目218	平成28年3月1日	放課後等デイサービス

**鳥取県告示第141号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大口豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
クイーン警備保障有限会社	あおい訪問介護サービス	鳥取市田島748-1	平成28年3月1日	訪問介護

**鳥取県告示第142号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大口豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
クイーン警備保障有限会社	あおい訪問介護サービス	鳥取市田島748-1	平成28年3月1日	介護予防訪問介護

## 鳥取県告示第143号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成27年11月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平井伸治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
日野郡日南町 日南TMRセンター	日野郡日南町神戸上 3337-3 三森一夫	鳥取ミックス	平成27 年11月	動物性飼料	肉骨粉	無
鳥取市 有限会社ティーエムアール鳥取	鳥取市上原897-1 有限会社ティーエムアール鳥取	タイプRS	〃	〃	〃	〃
東伯郡琴浦町 川東飼料組合	東伯郡琴浦町大字金屋大高谷22-83 川東飼料組合	TMR	〃	〃	〃	〃

## 鳥取県告示第144号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字寺谷942の225から236まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

林道用地とするため

## 鳥取県告示第145号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

## 2 作業地域 八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

## 3 終了年月日 平成28年2月28日

## 鳥取県告示第146号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査及び水準測量による電子基準点付属標高取付作業）

- 2 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡日吉津村、大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町  
3 終了年月日 平成28年2月28日

---

**鳥取県告示第147号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形図作成業務委託）  
2 作業地域 境港市外江町、森岡町及び芝町  
3 終了年月日 平成28年2月29日

---

**鳥取県告示第148号**

平成13年鳥取県告示第394号で公表した河川整備計画を変更したので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項において準用する同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 河川整備計画を変更した河川  
日野川水系（指定区間）  
2 河川整備計画を閲覧に供する場所  
鳥取県県土整備部河川課、鳥取県西部総合事務所及び鳥取県西部総合事務所日野振興センター並びに米子市建設部土木課、日吉津村建設産業課、大山町建設課、南部町建設課、伯耆町地域整備課、日南町建設課、日野町産業振興課及び江府町建設課

---

**鳥取県告示第149号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市  
2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
3 土砂災害警戒区域の名称  
馬場町B地区（I-1587）、河内2地区（I-1592）、足山D地区（I-1593）  
4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第150号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

鳥取市

1(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

1(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

水道谷川 (I-1-1-1-7)

1(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

鳥取市

2(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2(3) 土砂災害警戒区域の名称

ア 名称の変更に係るもの

変更前 寺町地区 (I-281) 変更後 寺内地区 (I-281)

イ 区域の変更に係るもの

内海中地区 (I-79)、延屋敷地区 (I-230)

2(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

鳥取県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

八頭町

1(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

1(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

宮谷川 (I-1-1-8-49)、中島左谷川 (I-1-1-11-18)、下用呂谷川 (I-1-1-11-45)

1(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

八頭町

2(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2(3) 土砂災害警戒区域の名称

## 区域の変更に係るもの

志賀地区（I-445）、皆原地区（I-1543）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第152号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 土砂災害警戒区域の指定を解除する市町村の名称

鳥取市

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## 3 土砂災害警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

倭文B地区（II-2037）

## 鳥取県告示第153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## 3 土砂災害特別警戒区域の名称

馬場町B地区（I-1587）、河内2地区（I-1592）、足山D地区（I-1593）

## 4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称  
名称の変更に係るもの  
変更前 寺町地区（I-281） 変更後 寺内地区（I-281）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。  
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第155号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称  
全部について指定を解除するもの  
水道谷川（I-1-1-1-7）
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。  
(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称  
一部について指定を解除するもの  
内海中地区（I-79）、延屋敷地区（I-230）
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。  
(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。  
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第156号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平井伸治

1(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

ア 全部について指定を解除するもの

下用呂谷川（I-1-1-11-45）

イ 一部について指定を解除するもの

中島左谷川（I-1-1-11-18）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

志谷地区（I-445）、皆原地区（I-1543）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第157号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 山根淳史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団安部内科 医院	新開あべケアプランセンター	米子市新開六丁目4-9	平成28年3月1日

---

**選挙管理委員会告示**

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成28年3月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,478
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,389
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	145,648
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,009
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,178
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,397
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,607
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,380
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,164
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,816
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,988
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,427

